

# 障害の有無にかかわらず 安心して暮らすことができるまちを目指して

市は、障害のある人への理解が深まり、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりに取り組むため、4月1日から「小樽市手話言語条例」と「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」を施行します。

## コミュニケーションの手段を いくつ知っていますか

障害のある人とのコミュニケーション手段には、手話や要約筆記、点字、音訳、拡大文字、平仮名表記など、さまざまなものがあります。障害のある人とともに安心して暮らしやすいまちをつくるためには、これらのコミュニケーション手段について理解することが大切です。

## 二つの条例を施行しました

そこで市は、4月から「小樽市手話言語条例」と「小樽市障害のある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」をスタートさせました。

「手話言語条例」とは、「手話は言語である」という認識に基づき、手話に対する理解

を広め、手話を使いやすい環境を整えることを目的としています。また、「障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」は、手話を含むさまざまなコミュニケーション手段を広く周知し、障害のある人が自分に適した方法で情報を取得し、地域の人とコミュニケーションを取る

ことができる環境を整えることを目的としています。市では、この二つの条例に沿って、障害のある人への理解が深まり、誰もが安心して安全に暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

◆お問い合わせは、障害福祉課 ☎4111 内線303、 ☎26915 へどうぞ。

## 市ではこのようなことに取り組んでいます

- ・手話通訳者を市役所に配置しています
- ・手話通訳者や、要約筆記者の派遣を行っています
- ・点字版広報や声の広報（音声版）など、要望に応じた方法で市政情報をお知らせしています
- ・手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点字・録音図書製作ボランティアなどの養成講座を開催しています



## こんなときはご相談ください！

- ・印刷物や資料を点字にしたい
- ・講演会などに手話通訳者や要約筆記者を配置したい

## 4月に受講生を募集するボランティア養成講座

4月から受講生を募集している奉仕員・ボランティア養成講座は以下のとおりです。今後の募集情報は随時、本誌の情報パレットなどでお知らせします。

### 手話奉仕員養成講座（入門課程）

**と き** 昼の部：4月10日～8月28日の毎週火曜日  
午後1時～2時30分  
夜の部：4月13日～9月7日の毎週金曜日  
午後7時～8時30分

**と ころ** 身体障害者福祉センター

**対 象** 18歳以上の方・20人（先着）

**料 金** 教材費3240円

**申し込み** 4月3日(火)～7日(土)までに電話（午前10時～午後4時、午後5時～午後8時）で申し込み、または、ファクス、メールに希望コース、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、性別、年齢、電話番号（ファクス番号）を明記し、小樽ろうあ協会へ

◆詳細 小樽ろうあ協会 ☎☎293724、✉s3.6.28tarurou@cap.ocn.ne.jp

### 点字図書作成ボランティア養成講座

**と き** ①5月8日～9月25日の毎週火曜日の午後1時～3時、②5月12日～9月29日の毎週土曜日の午前10時～正午

**と ころ** 総合福祉センター

**対 象** 18歳以上（高校生不可）でパソコンを所持し、メールが使える環境にある方で、講座終了後に小樽点訳友の会に入会し活動できる方・①②各10人

**料 金** 教材費が掛かります

**申し込み** 下記の説明会に参加していただき、説明会終了後に、その場で申し込んでください。

#### 【事前説明会】

**と き** ①4月17日(火)午後1時、②4月21日(土)午前10時

**と ころ** いずれも総合福祉センター

◆詳細 点字図書館 ☎☎7401